

人材紹介に関する基本契約書

(返戻金制度)

第16条 本契約に基づき甲が採用した求職者が、自己の意思により、又は就業規則違反等の求職者の責に帰すべき事由により、短期退職した場合には、甲は退職日から起算して14日以内に乙にこの旨通知しなければならない。乙は、当該通知受領後、甲から支払われた紹介手数料について、甲と乙の双方で協議することとする。

2 求職者が、専ら甲の都合により短期退職をすることとなった場合は、紹介手数料の返戻は行わない。